

令和3年(三)第449号

債権者 石地優 外8名

債務者 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

(乙1~乙84号証)

令和3年9月17日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

債務者代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士

畑

井

雅

史



弁護士

坂

井

俊

介



弁護士

谷

健

太

郎



弁護士

持

田

陽

一



弁護士

中

室

祐



号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙 1	エネルギー基本計画	写し	H30. 7	政府（閣議決定）	原子力発電の特長，エネルギー政策における原子力発電の位置付け等
乙 2	基本政策分科会に対する発電コスト検証に関する報告	写し	R3. 9	発電コスト検証ワーキンググループ	原子力発電が火力発電等と比べ1kWh当たりの発電コストが遜色ない水準であること
乙 3	今冬の電力需給逼迫に係る検証について	写し	R3. 2. 17	資源エネルギー庁	令和 3 年 1 月 17 日以降については，関西エリアの供給力の約 4%にあたる大飯発電所 4 号機が運転を再開したことにより，電力の安定供給が確保されたこと等
乙 4	電力の需給状況と節電へのご協力のお願いについて	写し	R3. 1. 10	電気事業連合会	電気事業連合会が，令和 3 年 1 月 10 日及び 12 日の 2 回，節電要請を行ったこと
乙 5	電力の需給状況と節電へのご協力のお願いについて（続報）	写し	R3. 1. 12	電気事業連合会	
乙 6	電力の需給状況と節電へのご協力のお願いについて	写し	R3. 1. 10	債務者 関西電力送配電株式会社	債務者及び関西電力送配電株式会社は，火力・水力の増出力運転，自家発電保有事業者への増発依頼等を行ったこと
乙 7	電力の需給状況と節電へのご協力のお願いについて（第 2 報）	写し	R3. 1. 12	債務者 関西電力送配電株式会社	
乙 8	今冬の電力需給逼迫時の広域機関の対応	写し	R3. 3. 1	電力広域的運営推進機関	令和 2 年 12 月 15 日から令和 3 年 1 月 16 日までの間に，関西電力送配電株式会社は合計 94 回，他社から需給状況改善のために電力の供給を受けることとなったこと
乙 9	日本初の“ブラックアウト”，その時一体何が起きたのか	写し	H30. 11. 2	資源エネルギー庁	大手電力会社の管轄する地域の全てで停電が起こる現象（全域停電，ブラックアウト）が発生する機序等

乙10	平成30年北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に関する検証委員会最終報告(概要)	写し	H30.12.19	平成30年北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に関する検証委員会	北海道胆振東部地震の際には、ブラックアウトから全面復旧まで45時間程度を要したこと
乙11	万一の際の備えとしての計画停電の考え方について	写し	H30.7.10	電力広域的運営推進機関	電力広域的運営推進機関が、(広域)停電に至らないように、万が一の備えとして計画停電(部分的な停電)を検討していること
乙12	万が一の備えとしての計画停電の準備について	写し	H30.7.10	関西電力送配電株式会社	関西電力送配電株式会社が、(広域)停電に至らないように、万が一の備えとして計画停電(部分的な停電)を検討していること
乙13	大阪高等裁判所平成29年3月28日決定	写し	H29.3.28	大阪高等裁判所	大阪高等裁判所平成29年3月28日決定の内容 なお、上記決定のうち、当事者目録部分(406~410頁)は除いている。
乙14	名古屋高等裁判所金沢支部平成30年7月4日判決	写し	H30.7.4	名古屋高等裁判所金沢支部	名古屋高等裁判所金沢支部平成30年7月4日の判決の内容 なお、上記判決のうち、当事者目録部分(199~217頁)は除いている。
乙15	広島高等裁判所令和3年3月18日決定	写し	R3.3.18	広島高等裁判所	広島高等裁判所令和3年3月18日の決定の内容
乙16	実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について	写し	H30.12.19	原子力規制委員会	原子力規制委員会が、福島第一原子力発電所事故の原因について、津波に起因して全ての電源が喪失した結果、炉心損傷に至ったことと分析していること等
乙17	最高裁判所判例解説民事篇(平成4年度)(抜粋)	写し	H14.3.1	一般財団法人法曹会	伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件に関する最高裁判決(最一小判平成4年10月29日・民集46巻7号1174頁)に関する最高裁調査官による解説の内容

乙18	福岡高等裁判所平成28年6月27日判決	写し	H28. 6. 27	福岡高等裁判所	福岡高等裁判所平成27年（ネ）第454号M〇X燃料使用差止請求控訴事件に対する判決の内容なお、上記判決のうち、当事者目録部分（16～23頁）は除いている。
乙19	美浜発電所 発電用原子炉設置許可申請書（3号炉完本）（抜粋）	写し	R2. 12	債務者	<p>債務者が、美浜発電所3号機（以下、「本件発電所」という）について、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、「設置許可基準規則」という）の規定を踏まえ、設計基準事故等の発生及び拡大防止対策に係る規定への適合性並びに重大事故等の発生及び拡大防止対策に係る規定への適合性を確認したこと</p> <p>また、「美浜発電所 発電用原子炉設置許可申請書（3号炉完本）」は、申請書本文と、添付書類一ないし十からなるところ、乙19号証は、これらのうち、本文、添付書類六、八及び十を抜粋したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 添付書類六は、本件発電所における地盤、地震、津波、火山等の状況について説明したものである。 添付書類八は、本件発電所の安全設計について説明したものである。 添付書類十は、本件発電所で事故（設計基準事故等及び重大事故等）が発生した場合において当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備について説明したものである。
乙20	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等	写し	R2. 11. 18	原子力規制委員会	新規制基準による審査において用いられる基準等

乙21	地震の基礎知識とその観測（抜粋）	写し	H13.6 (H29.6 最終改訂)	国立研究開発法人防災科学技術研究所理事岡田義光	「第1部 地震の基礎知識（4.2 地震の発生様式と火山）」において、海溝型地震については、時としてM8級に達する巨大地震が生起しているのに対し、内陸型地震については、地震の大きさは通常M7級どまりである、と説明されていること
乙22	日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－＜第2版＞（抜粋）	写し	H21.3	地震調査研究推進本部 地震調査委員会	陸域では、地震を発生させるような硬さを持つ岩盤が存在するのは、せいぜい地下15～20km程度の深さまでで、それより深いところでは、岩盤に力がかかっても急激な破壊は起こさず、ゆっくり変形してしまうと考えられており、陸域で発生する規模の大きな地震は、その震源が20km程度より浅くなること
乙23	震源断層を特定した地震の強震動予測手法（「レシピ」）	写し	R2.3	地震調査研究推進本部 地震調査委員会	断層モデルを用いた強震動の予測手法の内容、信頼性
乙24	美浜発電所3号炉地盤（敷地の地質・地質構造）について	写し	H28.5.20	債務者	本件発電所敷地周辺の地質・地質構造について、債務者が実施した調査及び評価の内容
乙25	美浜発電所3号炉耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について	写し	H28.5.20	債務者	本件発電所の基礎地盤が安定していること及び地震発生に伴う地殻変動や周辺地盤の変状等によって、本件発電所の安全上重要な設備等の安全機能が失われないこと
乙26	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド	写し	H25.6	原子力規制委員会	耐震重要施設等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に関して原子力規制委員会が定めているガイドの内容

乙27	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について	写し	H24. 3	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院が、福島第一原子力発電所事故の原因について、津波に起因して全ての電源が喪失した結果、炉心損傷に至ったことと分析していること
乙28	福島第一原発事故と4つの事故調査委員会	写し	H24. 8. 23	国立国会図書館 経済産業調査室・課	福島第一原子力発電所事故に係る事故調査委員会の報告書等においては、事故の直接的原因が、津波によって全交流電源と直流電源とを喪失し、原子炉を安定的に冷却する機能が失われたことであったことや、事故前の対策として、特に、津波想定、過酷事故（シビアアクシデント）対策、複合防災対策に問題があったこと等の指摘がなされたこと
乙29	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の耐震安全性に係る安全審査指針類の改訂等について	写し	H18. 9. 19	原子力安全委員会	平成 18 年の耐震設計審査指針改訂の経緯や改訂後の耐震設計審査指針の内容等 (別添1が改訂後の耐震設計審査指針である。)
乙30	福島原子力事故調査報告書 添付資料 (抜粋)	写し	H24. 6. 20	東京電力株式会社	東京電力株式会社が、東北地方太平洋沖地震時の福島第一原子力発電所各号機の原子炉建屋基礎版上で取得された観測記録の応答スペクトルについて、一部の周期帯において基準地震動 S_s による応答スペクトルを上回っているものの、概ね同程度と評価していること、及びその観測記録のはぎとり解析結果を踏まえて同社が「解放基盤表面における地震動は、概ね基準地震動 S_s と同程度のレベルであったことが確認できる」と結論付けていること

乙31	福島第一原子力発電所事故 その全貌と明日に向けた提言 －学会事故調最終報告書－ (抜粋)	写し	H26. 3. 11	一般社団法人 日本原子力学会 東京電力福島第一原子力発電所事故に関する調査委員会	日本原子力学会が、他の各事故調の検討結果も踏まえ、最新の情報に基づいて取りまとめた報告書においても、東北地方太平洋沖地震の地震動による、福島第一原子力発電所の安全機能に深刻な影響を与える損傷はなかったと判断されていること
乙32	東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 中間報告書	写し	H26. 10. 8	原子力規制委員会	福島第一原子力発電所事故に関して、原子力規制委員会が、「国会事故調報告書において未解明問題として、規制機関に対し実証的な調査が求められている事項」を対象に検討を進めた結果、福島第一原子力発電所1号機での非常用交流電源系統の機能喪失等は、津波の影響によるものであるとされていること
乙33	福島第一原子力発電所事故 事務局長報告書	写し	H27. 8	国際原子力機関	津波による全交流電源の喪失が福島第一原子力発電所事故の原因であるというのが国際的な評価であること
乙34	原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針	写し	H23. 8. 15	政府（閣議決定）	「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針」の内容
乙35	原子力事故再発防止顧問会議 提言（抜粋）	写し	H23. 12. 13	原子力事故再発防止顧問会議	原子力安全規制に関する組織の在り方、原子力安全規制強化の在り方等に関して政府が専門家の意見を聴くために開催した「原子力事故再発防止顧問会議」の提言の内容

乙36 の1	Report of the International Workshop on Nuclear Safety Regulation	写し	H24. 1頃	内閣官房原子 力安全規制組 織等改革準備 室	国際原子力機関（IAEA）等 の国際機関、海外の原子力安全 規制組織の関係者等が日本の原 子力安全規制に関する制度改革 の在り方等について議論を行う 「原子力安全規制に関する国際 ワークショップ」が開催され、 改革に向けた助言が示されたこ と、及びその内容
乙36 の2	上記の訳文	写し			
乙37	原子力安全規制の転 換	写し	H24. 1. 6	不明（内閣官 房ウェブサイト に掲載）	福島第一原子力発電所事故後の 原子力安全規制の転換に向けた 動き
乙38	原子力規制委員会の 組織理念	写し	H25. 1. 9	原子力規制委 員会	原子力規制委員会の組織理念の 内容
乙39 の1	原子力規制委員会ウ ェブサイト 「発電用軽水型原子 炉の新規制基準に 関する検討チーム」 (http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11068782/www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/shin_ankenkiyun/index.html)	写し	R3. 8 ウェブサイト より取得	原子力規制委 員会	原子力規制委員会の下におかれ た「発電用軽水型原子炉の新規 制基準に関する検討チーム」の 会合が、平成24年10月から平 成25年6月までの間に23回開 催されたこと
乙39 の2	「発電用軽水型原子 炉の新安全基準に 関する検討チーム」名 簿	写し	H24. 10. 25	原子力規制委 員会	原子力規制委員会の下におかれ た「発電用軽水型原子炉の新規 制基準に関する検討チーム」 （「発電用軽水型原子炉の新安 全基準に関する検討チーム」と いう名称は、平成25年4月の 改称前のものである）の構成員

乙 39 の 3	「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」について (案)	写し	H24. 10. 25	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下に「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」がおかれた経緯, 同チームの会合は公開されたこと等
乙 40 の 1	原子力規制委員会ウェブサイト 「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」 (http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11068782/www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/shin_seidoseibi/index.html)	写し	R3. 8 ウェブサイトより取得	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下におかれた「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」の会合が, 平成 24 年 11 月から平成 25 年 10 月までの間に 12 回開催されたこと
乙 40 の 2	「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」名簿	写し	H24. 11. 20	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下におかれた「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」の構成員
乙 40 の 3	「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」について	写し	H24. 11. 20	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下に「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」がおかれた経緯, 同チームの会合は公開されたこと等
乙 41 の 1	原子力規制委員会ウェブサイト 「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム」 (http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11068782/www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/shin_taishinkijyun/index.html)	写し	R3. 8 ウェブサイトより取得	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下におかれた「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム」の会合が, 平成 24 年 11 月から平成 25 年 6 月までの間に 13 回開催されたこと
乙 41 の 2	「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チーム」構成員	写し	H24. 11. 19	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下におかれた「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム」(「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する

					検討チーム」という名称は、平成25年4月の改称前のものである)の構成員
乙41 の3	「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チーム」について(案)	写し	H24. 11. 19	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下に「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム」がおかれた経緯、同チームの会合は公開されたこと等
乙42	原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について	写し	H24. 10. 10	原子力規制委員会	原子力規制委員会が新規制基準の制定にあたって意見を聴取する外部有識者については、透明性・中立性を確保するため、電気事業者等との関係について自己申告を行うことが求められる等の要件が定められていたこと
乙43	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について(とりまとめ)	写し	H24. 3. 14	原子力安全基準・指針専門部会 安全設計審査指針等検討小委員会	「原子力安全基準・指針専門部会」の「安全設計審査指針等検討小委員会」における安全規制に関する検討結果の内容
乙44	原子力安全基準・指針専門部会 第6回地震・津波関連指針等検討小委員会 議事次第	写し	H23. 10. 21	原子力安全委員会	地震・津波関連指針等検討小委員会において、国際原子力機関(IAEA)やアメリカの原子力規制委員会等による福島第一原子力発電所事故に関連する調査報告書等を踏まえた検討が行われていること(「4. 配布資料」の参考資料第2号)
乙45	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について(とりまとめ)	写し	H24. 3. 14	原子力安全基準・指針専門部会 地震・津波関連指針等検討小委員会	地震・津波関連指針等検討小委員会における安全規制に関する検討結果の内容
乙46	平成23年東北地方太平洋沖地震の知見を考慮した原子力発電所の地震・津波の評価について～中間取りまとめ～	写し	H24. 2. 16	経済産業省 原子力安全・保安院	「地震・津波の解析結果の評価に関する意見聴取会」(「地震・津波に関する意見聴取会」)における検討状況

乙 47	平成 23 年東北地方太平洋沖地震による福島第一及び福島第二原子力発電所の原子炉建屋等への影響・評価について～中間取りまとめ～	写し	H24. 2. 16	経済産業省 原子力安全・保安院	「建築物・構造に関する意見聴取会」における検討状況
乙 48	発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準骨子案に対する意見募集の結果について	写し	H25. 4. 3	原子力規制庁 技術基盤課 安全規制管理官（地震・津波安全対策担当）付	新規制基準の骨子案に対する意見公募手続（パブリックコメント）が、平成 25 年 2 月に実施されたこと、及びその結果等
乙 49	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（案）等に対する意見募集の結果について	写し	H25. 6. 19	原子力規制庁	新規制基準（内規を含む）に対する意見公募手続（パブリックコメント）が、平成 25 年 4 月から 5 月にかけて実施されたこと、及びその結果等
乙 50	「発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準骨子案」に対するご意見募集について	写し	H25. 2. 6	原子力規制委員会	新規制基準の制定過程で、骨子案が作成され、これが意見公募手続（パブリックコメント）に付されたこと、及び同手続の概要等
乙 51 の 1	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（案）等に対する意見募集について	写し	H25. 4. 10	原子力規制委員会 原子力規制庁	新規制基準の案が作成され、これが意見公募手続（パブリックコメント）に付されたこと、及び同手続の概要等
乙 51 の 2	パブリックコメント対象文書一覧	写し	H25. 4. 10	原子力規制委員会 原子力規制庁	

乙 52 の 1	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（案）等に関連する内規に対する意見募集について	写し	H25. 4. 10	原子力規制委員会	新規制基準に関する原子力規制委員会の内規案が作成され、これが意見公募手続（パブリックコメント）に付されたこと、及び同手続の概要等
乙 52 の 2	パブリックコメント対象文書一覧	写し	H25. 4. 10	原子力規制委員会	
乙 53	美浜発電所 3 号炉の運転期間延長認可の概要及び福井県内原子力発電所審査状況等について	写し	H29. 1. 10	原子力規制委員会	債務者が行った本件発電所の運転期間延長認可申請について行われた審査の経緯
乙 54	新規制基準施行後の設置変更許可申請等に対する審査の進め方について	写し	H25. 7. 10	原子力規制委員会	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合は、一般傍聴及びネット中継により公開され、資料もウェブサイト等で随時公開されること、及びヒアリングについては議事概要が公開されるとともに、資料もウェブサイト等で随時公開されること
乙 55 の 1	美浜発電所の発電用原子炉の設置変更（3号発電用原子炉施設の変更）について	写し	H28. 10. 5	原子力規制委員会	本件発電所が、新規制基準適合性審査において、原子力規制委員会の審査を経た上で、原子炉設置変更許可を受けていること等
乙 55 の 2	関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書	写し	H28. 10. 5	原子力規制委員会	
乙 56 の 1	実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請等に対する審査について（案）	写し	H27. 5. 13	原子力規制委員会	運転期間延長認可と新規制基準の適合性の確認の審査期間が重複する発電所については、延長認可申請及び高経年化対策（運転開始後40年）の評価に係る保安規定変更認可申請の審査が一つの議題として一括して行われること
乙 56 の 2	平成27年度原子力規制委員会第7回会議議事録	写し	H27. 5. 13	原子力規制委員会	

乙 57	関西電力株式会社美浜発電所の原子炉施設保安規定の変更認可について	写し	H28. 11. 16	原子力規制委員会	債務者が行った本件発電所に係る保安規定変更認可申請について、原子力規制委員会が認可したこと
乙 58	関西電力株式会社美浜発電所の運転期間延長（3号発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可について	写し	H28. 11. 16	原子力規制委員会	債務者が行った本件発電所に係る運転期間延長認可申請について、原子力規制委員会が認可したこと
乙 59	原子力規制委員会記者会見録	写し	H28. 11. 16	原子力規制委員会	原子力規制委員会委員長が新規制基準に基づく本件発電所の適合性審査を振り返り、厳しい適合性審査を経たことを認めていること
乙 60	火山活動可能性評価に係る安全研究を踏まえた規制対応について（案）	写し	H29. 6. 14	原子力規制庁	平成29年6月14日に開催された第15回原子力規制委員会において、大山生竹テフラ（DNP）の分布について、既往の知見の分布と異なり、その根拠となった層厚に関する既往文献データに不確実さが伴うものの、より東側にまで火山灰の分布範囲が示されていること等が報告されたこと等
乙 61	関西電力による大山火山の火山灰分布に関する調査結果について	写し	H30. 3. 28	原子力規制庁	債務者が、原子力規制庁からの要請に基づき、京都府越畑地点等の計5地点において、各地点に存在するとされている大山生竹テフラ（DNP）について、地質調査に基づき、降灰層厚等の詳細な検討を行った上で、山元（2017）に示される等層厚線図については、その基になった京都府越畑地点等の層厚が再堆積して形成された地層である可能性があるなどの理由から、現時点では新たな知見として採用できないと評価し、平成30年3月にその旨を報告したこと等

乙 62	平成30年度原子力規制委員会 第42回会議議事録	写し	H30. 11. 21	原子力規制委員会	平成30年11月21日に開催された第42回原子力規制委員会において、原子力規制庁から、意見交換会及び現地調査の結果とともに、①京都府越畑地点の大山生竹テフラ（DNP）の降灰層厚を25cm程度として評価すること及び②大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模は既往の研究で考えられてきた規模を上回る10km ³ 以上（VEI6規模）と評価する旨が報告され、この2点が新知見として規制に参酌されることが同委員会において決定されたこと
乙 63	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収について	写し	H30. 12. 12	原子力規制委員会	原子力規制委員会が、平成30年12月12日に債務者に対して報告徴収命令を発出したこと
乙 64	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収に対する報告	写し	H31. 3. 29	債務者	債務者は、原子力規制委員会による報告徴収命令に対し、2019年3月29日に「大山生竹テフラ（DNP）の噴出量算出結果の最大値は11km ³ であること」、「大山生竹テフラ（DNP）と大山倉吉テフラ（DKP）は約8～5.5万年前の期間に発生した一連の巨大噴火であったと考えられること」、「発電所運用期間中に今回噴出量を算定した大山生竹テフラ（DNP）規模の噴火の可能性は十分低いと考えられること」等の報告を行ったこと
乙 65	平成31年度原子力規制委員会 第4回会議議事録	写し	H31. 4. 17	原子力規制委員会	原子力規制庁が、平成31年4月17日に開催された第4回原子力規制委員会において債務者の報告書の概要及び報告書に対する同庁の評価を報告したこと、及び同委員会の石渡明委員が、「大山火山というのは活火山ではないのですね・・・今後、原子力発電所の運用期間内に噴火が発生する可能性は非常に低いものであると考えております」との見解を述べ、その見解を踏

					<p>まえた上で、原子力規制委員会として、噴出規模の観点から、大山倉吉テフラ（DKP）と大山生竹テフラ（DNP）は一連の巨大噴火とは認められず、大山生竹テフラ（DNP）は本件発電所の火山影響評価において想定すべき自然現象であり、大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模は11km³程度と見込まれるとの見解を示したこと</p>
乙 66	<p>大山火山の大山生竹テフラの噴出規模の見直しに係る今後の規制上のアプローチについて</p>	写し	R1. 5. 29	原子力規制庁	<p>原子力規制委員会として、大山倉吉テフラ（DKP）と大山生竹テフラ（DNP）は一連の巨大噴火とは認められず、大山生竹テフラ（DNP）は本件発電所の火山影響評価において想定すべき自然現象であり、大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模は11km³程度と見込まれるとの見解を示したこと、及び 原子力規制委員会は、「大山火山は活火山ではなく噴火が差し迫った状況にあるとはいえ、DNPの噴出規模の噴火による降下火砕物により本件発電用原子施設が大きな影響を受けるおそれがある切迫した状況にはないから、直ちに原子炉の停止を求める必要はないと考えられる」との見解を示したこと</p>
乙 67	<p>「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第1項の規定に基づく命令に係る弁明の機会の付与について</p>	写し	R1. 5. 29	原子力規制委員会	<p>原子力規制委員会が、原子炉等規制法43条の3の23第1項の規定に基づき、同法43条の3の6第1項4号の基準に適合するよう本件発電所に係る基本設計ないし基本的設計方針の変更を命ずること（いわゆる、「バックフィット命令」）が必要であるとした上で、債務者に対し、行政手続法13条1項2号の規定による弁明の機会の付与を行うことを決定したこと</p>

乙 68	「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第1項の規定に基づく命令についてに係る弁明について	写し	R1. 6. 11	債務者	債務者が，原子力規制委員会からの通知に基づき検討を行った結果，弁明を行わないとともに，原子炉設置変更許可申請を令和元年12月27日までのできるだけ早い時期に行うこととし，令和元年6月11日，その旨を原子力規制委員会に回答したこと
乙 69	核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第1項の規定に基づく命令について	写し	R1. 6. 19	原子力規制委員会	原子力規制委員会が，令和元年12月27日までに原子炉等規制法43条の3の8第1項の許可に係る申請をすることを求める命令書を債務者に手交したこと
乙 70	美浜発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（3号発電用原子炉施設の変更）	写し	R1. 9. 26	債務者	債務者が，本件発電所における大山の噴火に伴う降下火砕物の層厚評価を見直し，令和元年9月26日，原子力規制委員会に対して原子炉設置変更許可申請を行ったこと
乙 71	美浜発電所，高浜発電所及び大飯発電所原子炉設置変更許可申請【大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る指摘事項への回答について】	写し	R2. 1. 24	債務者	債務者が，第827回審査会合（令和2年1月24日）において，訴外中国電力株式会社と合同で大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模を11km ³ とした根拠について説明したこと
乙 72	美浜発電所，高浜発電所及び大飯発電所原子炉設置変更許可申請【大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る指摘事項への回答について】－資料集－	写し	R2. 1. 24	債務者	

乙 73	「美浜発電所，高浜発電所及び大飯発電所原子炉設置変更許可申請【大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る指摘事項への回答について】	写し	R2. 3. 13	債務者	債務者が，第849回審査会合（令和2年3月13日）において，当該噴出規模を前提とした最大層厚の設定方法等について説明したこと
乙 74	美浜発電所，高浜発電所及び大飯発電所原子炉設置変更許可申請【大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る指摘事項への回答について】－資料集－	写し	R2. 3. 13	債務者	
乙 75	美浜発電所，高浜発電所及び大飯発電所原子炉設置変更許可申請【大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る指摘事項への回答について】	写し	R2. 5. 14	債務者	債務者が，第860回審査会合（令和2年5月14日）及び第868回審査会合（令和2年6月19日）において，越畑地点における降灰層厚と大山から越畑地点及び本件発電所との距離を踏まえ，設計層厚を設定することについて説明したこと
乙 76	美浜発電所，高浜発電所及び大飯発電所原子炉設置変更許可申請【大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る指摘事項への回答について】－資料集－	写し	R2. 5. 14	債務者	
乙 77	美浜発電所，高浜発電所及び大飯発電所原子炉設置変更許可申請【大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る指摘事項への回答について】	写し	R2. 6. 19	債務者	
乙 78	美浜発電所，高浜発電所及び大飯発電所原子炉設置変更許可申請【大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る指摘事項への回答について】－資料集－	写し	R2. 6. 19	債務者	

乙 79	美浜発電所，高浜発電所及び大飯発電所の原子炉設置変更許可申請【大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る施設評価】	写し	R2. 7. 21	債務者	債務者が，施設等への影響評価として，降下火砕物の最大層厚の変更に対し，影響確認の対象となる項目を抽出し，施設を内包する建屋及び屋外施設に対する静的荷重の影響，屋外との接続のある施設に対する閉塞の影響及び降下火砕物の除去に対する影響の評価を行い，安全施設の安全機能が損なわれないことを確認したことを説明したこと。また，重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を含む）についても，同様の評価を行い，必要な機能が損なわれないことを確認した旨を説明し，降下火砕物の最大層厚の変更を除き，基本設計ないし基本的設計方針の変更は不要であることを説明したこと
乙 80	美浜発電所，高浜発電所及び大飯発電所の原子炉設置変更許可申請【大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る施設評価】	写し	R2. 10. 20	債務者	
乙 81	美浜発電所，高浜発電所及び大飯発電所の原子炉設置変更許可申請【大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る施設評価】	写し	R2. 12. 15	債務者	
乙 82	美浜発電所，高浜発電所及び大飯発電所の原子炉設置変更許可申請【大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る施設評価】	写し	R3. 1. 14	債務者	
乙 83	美浜発電所発電用原子炉設置変更許可申請の補正書	写し	R3. 2. 26	債務者	債務者が，令和元年9月26日付原子炉設置変更許可申請の補正書を提出したこと及びその内容 なお，債務者は，令和3年1月26日に補正書を提出した後，同年2月26日に文言修正した補正書を再提出している。
乙 84	関西電力株式会社美浜発電所3号炉，高浜発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉並びに大飯発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案）－大山火山の大山生竹テフラの噴出規模の見直しへの対応－	写し	R3. 5. 19	原子力規制委員会	原子力規制委員会によって，債務者が提出した本件発電所の原子炉設置変更許可申請書が審査された結果，当該申請は，原子炉等規制法第43条の3の6第1項2号（技術的能力に係る部分に限る），3号及び4号に適合しているものと認められたこと なお，乙83の別紙3及び別紙6の標目は「(案)」となっているが，令和3年5月19日の原子力規制委員会において，この内容がそのまま承認されている。